明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院九）　二
〔告　示〕
○釣竿の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一一）　二
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁五〇）　三
○地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準の一部を改正する件（総務・文部科学二）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務五九三）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ト の規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五九四）　四
○不正取得された無効旅券の告示（外務四五二）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二五）　五
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二六）　五
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二七）　五
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三九七）　五
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二三一〇）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三一一）　六
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三二二）　六
○保安林の指定をする件（同二三二三、二三二四）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三二五～二三二九）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一三六一）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三一）　七
○道路に関する件（北海道開発局二五七～二六〇）　七
〔国会事項〕
内閣　内閣府　財務省　会計検査院　七
〔人事異動〕
最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示二～五、千葉同七、八、新潟同三、富山同五、山梨同三、京都同二～六、奈良同二～四、島根同六、岡山同八、大分同七）　九
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
会社その他　三一